

第3部

食品ロス削減 推進計画

第1章 食品ロスについて

1 計画策定の趣旨

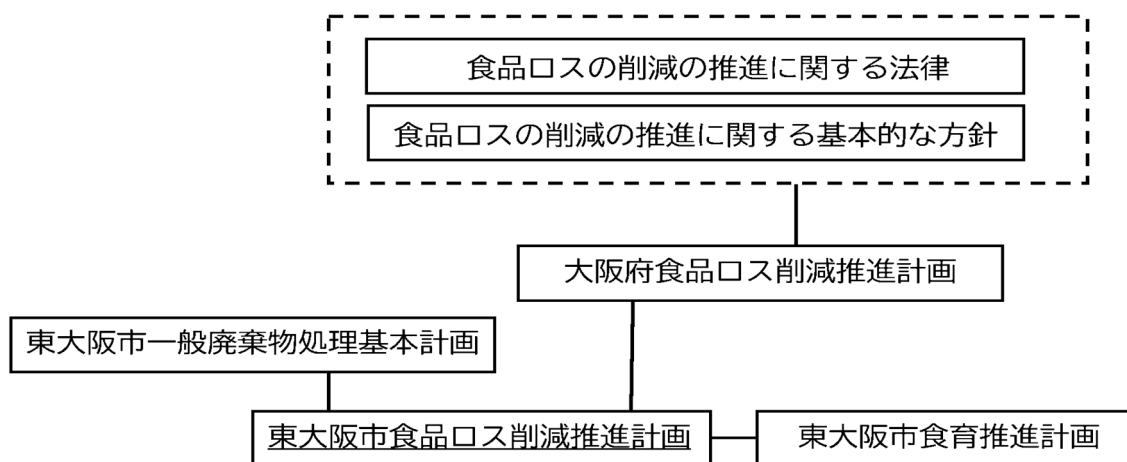
食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品のことです。家庭からの食べ残しや事業者による販売期限切れ商品など様々な要因で、我が国では非常に多くの食品ロスが発生しています。食品ロスは、資源の無駄遣いであるだけでなく、廃棄に関するエネルギー負担が生じることから、社会的・経済的に大きな損失を生み出しています。

本市においても、家庭ごみの中に多くの食品廃棄物が含まれており、本来食べられる状態の食品が数多く廃棄されている現状が確認されています。食品ロス削減は、ごみの減量による焼却費用の抑制、温室効果ガスの削減など、環境負荷の低減が期待される重要な取り組みです。

本市では令和4年3月に東大阪市食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減を計画的に推進するための取り組みを進めてきました。このたび、一般廃棄物処理基本計画の改定に伴い本計画を改定することにより、市民・事業者・行政といった各主体の役割をより明確にし、一体となった行動を推進することで、次世代を見据えた循環型都市の実現に寄与することを目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」や「大阪府食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。また、本計画は「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」の一部として食品ロス削減に関する事項を定めており、ごみ処理基本計画における施策に関連付けたうえで、「東大阪市第3次環境基本計画」、「東大阪市一般廃棄物処理実施計画」、「第4次東大阪市食育推進計画」等本市の諸計画と整合性を図っています。



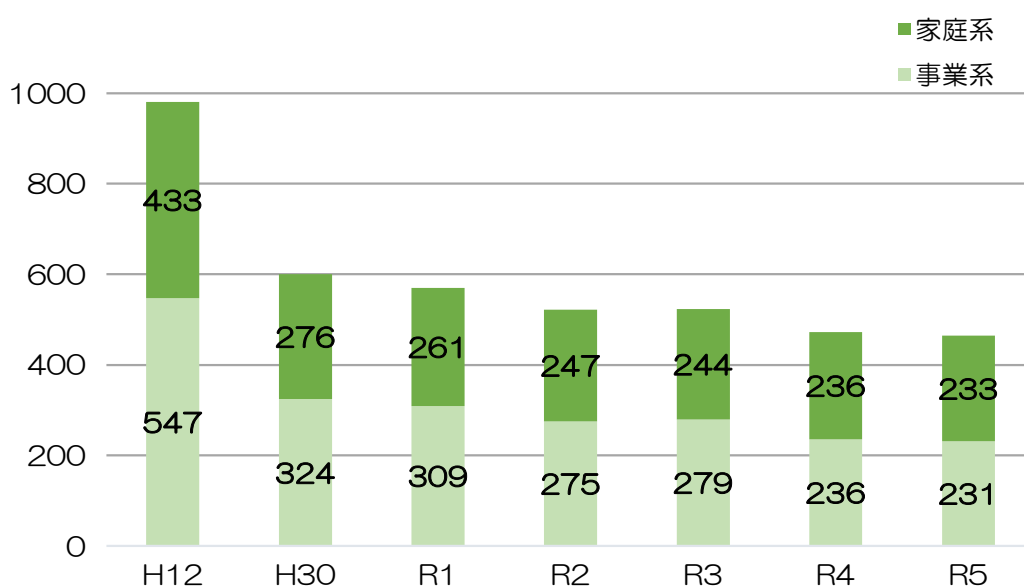
- 関係法令 ・ 循環型社会形成推進基本法
・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等

図 3-1 計画の位置付け

第2章 食品ロスの現状と課題

1 食品ロスの発生量(全国の状況)

農林水産省・環境省の推計によれば、全国の食品ロス発生量は令和5年度実績で464万トンとされています。このうち家庭系は233万トン、事業系は231万トンであり、ほぼ半々の割合で発生しています。家庭系食品ロスは、主に「食べ残し」「手つかず食品」「過剰除去」を要因として発生しています。一方で事業系食品ロスは、製造段階の規格外品や販売段階の期限切れ、外食店舗での食べ残しなどが主な要因です。



【出典 環境省ウェブサイトから抜粋し作成】

図3-2 全国の食品ロス発生量(推計)

2 本市における食品ロスの発生量

本市では、年間約14.3万トン(令和6年度実績)の可燃ごみが排出されております。その中でも、食品ロスと推計されるものは約2.4万トン(家庭系 約1.3万トン・事業系 約1.1万トン)と見込まれています。これは市民一人あたりに換算すると年間約49.4kgであり、全国平均よりも多くなっています。

食品ロス削減のためには市民一人ひとりの行動変容が不可欠です。

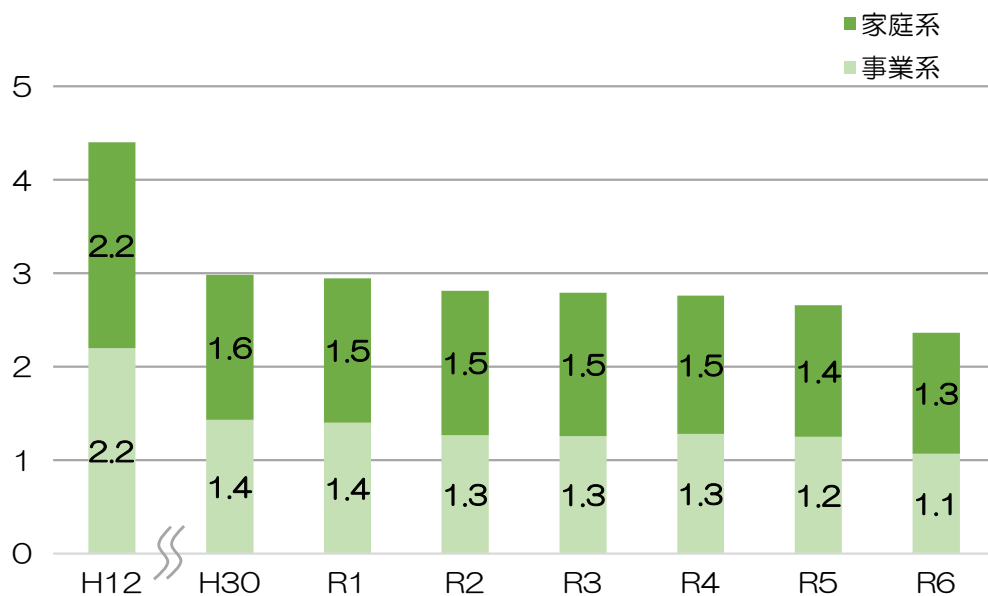


図 3-3 本市の食品ロス発生量（推計） 【本市作成】

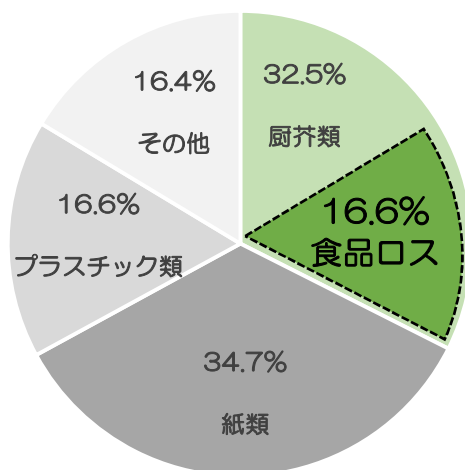
※推計方法

（家庭系）5年ごとに実施しているごみの組成調査結果から家庭ごみに占める食品ロスの割合を出し、各年度のごみ排出量に乗じて算定（R5までは17.8%、R6は16.6%）

（事業系）他の自治体が発した事業系ごみの組成調査結果を参考に算定（R5まで19.95%、R6は17.7%）

3 家庭ごみの中に含まれる食品廃棄物の内訳

本市が令和6年度に実施した家庭ごみの組成調査では、家庭ごみの中に食品廃棄物が32.5%含まれていました。そのうち、手付かず食品が6.3%、食べ残し等が10.2%、それらを合計した食品ロスが16.6%、その他、調理くずが13.5%を占めていました。令和元年度調査時の食品ロスの割合である17.8%と比較すると、1.2%減少していますが、近隣の政令指定都市及び中核市と比較すると本市はやや高い割合となっています。



※小数第2位で四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

図 3-4 家庭ごみの中の資源化可能物の割合

4 市民の食品ロスに関する意識

本市が令和7年4月に実施した市民アンケート調査によると、本市において「食品ロス削減のために、普段から取り組んでいることがある」と回答した人は98.2%でした。

なお、令和7年8月に消費者庁が実施した全国調査では、85.0%、令和6年11月に実施した大阪府の調査では94.6%となっています。

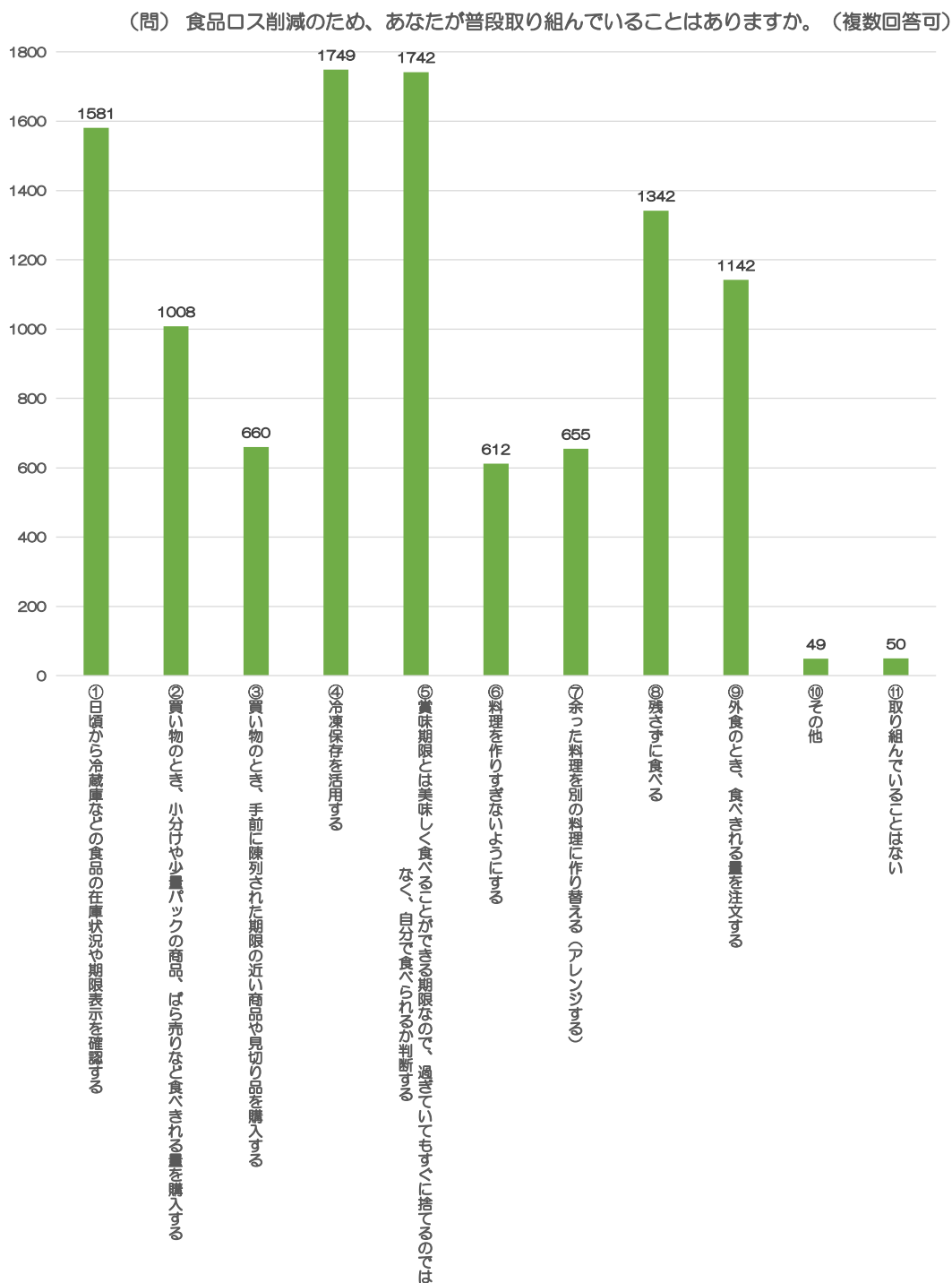


図 3-5 市民アンケート結果

第3章 基本理念・基本方針・基本目標

1 基本理念

ごみ処理基本計画で掲げる「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」を食品ロス削減推進計画においても基本理念とします。

前計画においては、市民・事業者・行政等の各主体が協力して取り組みを進めていくものとしており、本計画においても、これまで以上に各主体が役割を認識し、協力して取り組むことで、将来に向けた循環型都市の形成を目指します。

2 基本方針

基本理念の実現に向け、次の基本方針を定めます。

基本方針1. 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発

- 環境教育、情報発信による意識の醸成
- 家庭での削減に向けた行動の促進

基本方針2. 事業者における食品ロス削減の推進

- 事業者との連携による食品ロス削減の推進
- 事業者の取り組みに対する消費者理解の促進

基本方針3. 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

- 各種団体等との協働による取り組み
- 庁内関係部局間での連携した取り組み

基本方針4. 食品廃棄物の資源循環の推進

- 適正な再生利用の取り組み促進

3 基本目標

国は、令和7年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、2030年（令和12年）度までに2000年（平成12年）度比で家庭系食品ロスの50%減の早期達成、事業系食品ロスの60%減の目標を掲げました。

本市においても、家庭系食品ロスについては前計画と同様、令和12年度までに平成12年度比で50%減を目標としたうえで、計画期間の最終年度にはさらなる削減をめざします。

事業系食品ロスについては、前計画において家庭系食品ロスと同様平成12年度比で50%減を目標に掲げており、令和6年度推計で半減目標は達成しております。一方で、本市ではこれまで事業系ごみに関する組成調査を実施していないため、他の自治体が実施した調査結果を参考に本市事業系食品ロスの発生量を推計してきました。しかしながら、この方法では本市における実態を正しく把握しているものではなく、施策実施の効果測定に用いる根拠としても十分であるとはいえないことから、本計画では事業系食品ロスに関する数値目標は設定しないこととします。

なお、事業系食品ロスの発生傾向は今後も把握していく必要があるため、これまで同様、他の自治体の調査結果を参考とした推計は継続し、推移を追ってまいります。

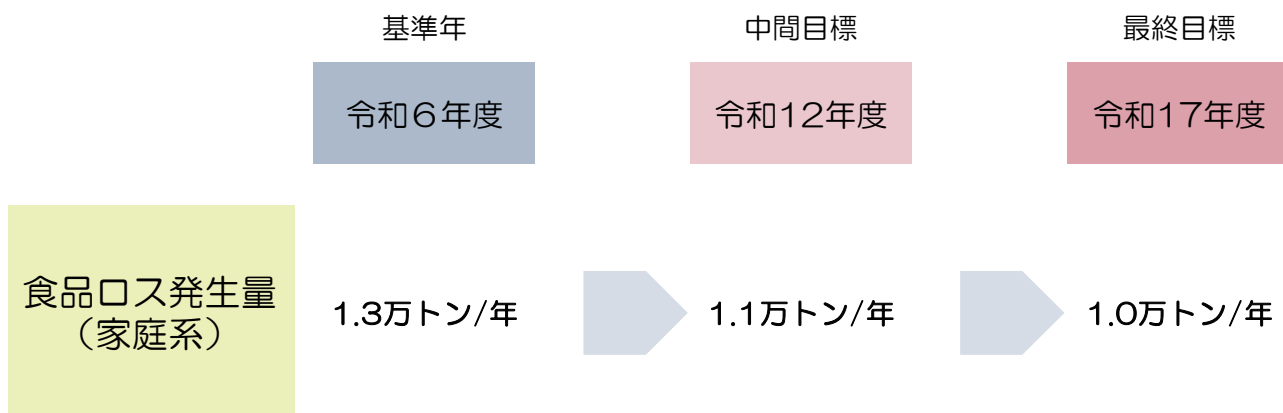


図 3-6 数値目標

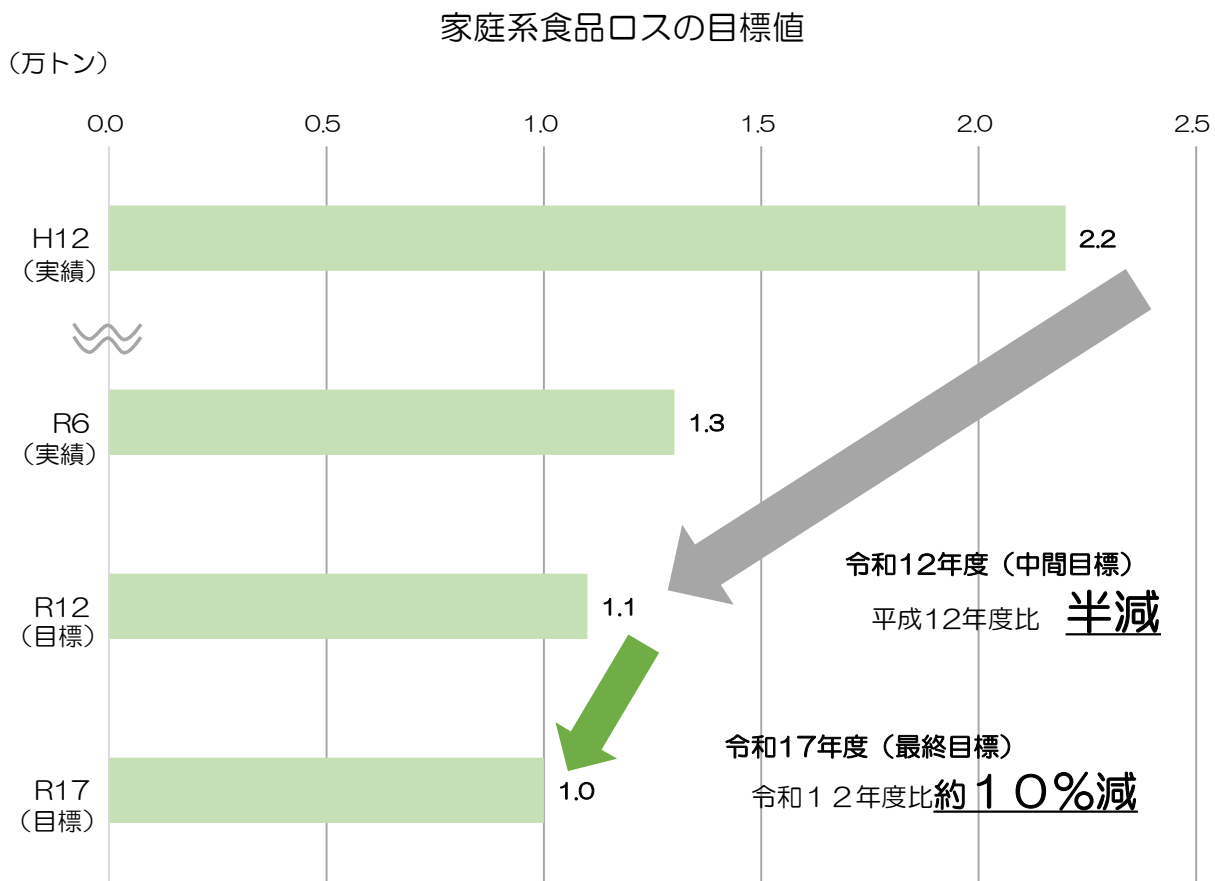


図3-7 家庭系食品ロスの目標値

第4章 目標達成に向けた取り組み

1 施策の体系

基本理念

「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」

基本方針

I. 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発

II. 事業者における食品ロス削減の推進

III. 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

IV. 食品廃棄物の資源循環の推進

基本施策

- 1. 環境教育、情報発信による意識の醸成
- 2. 家庭での削減に向けた行動の促進

- 3. 事業者との連携による食品ロス削減の推進
- 4. 事業者の取り組みに対する消費者理解の促進

- 5. 各種団体等との協働による取り組み
- 6. 庁内関係部局間での連携した取り組み

- 7. 適正な再生利用の取り組み促進

2 施策の内容

基本方針1. 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発

市民（消費者）が、食品ロスの問題について意識を高め、削減の必要性に対する理解を深めるため、環境教育、情報発信等により食品ロスについて考える機会を創出するとともに、食品ロスを発生させないよう一人ひとりの自発的な行動を促すため、具体的に取り組める内容について周知徹底を図るなど、家庭における食品ロス削減に向けた普及啓発に取り組みます。

● 環境教育、情報発信による意識の醸成

- 学校園や地域団体を対象に、食品ロスをテーマとした環境教育出前講座について継続して実施するとともに、利用拡大に向けて周知に努めます。
- 環境教育出前講座のほか、幅広い世代に対する学習機会の創出に努めることで食品ロス削減の必要性について市民への理解を進めます。
- ECOポスターコンクール受賞作品の活用など、本市取り組みの成果を用いた効果的な啓発を行います。
- SNS等を活用した情報発信、食品ロス削減月間（10月）に合わせた取り組みやイベントにおける啓発等を継続するとともに、意識の醸成を図る新たな取り組みを検討することにより、食品ロス削減の機運を高め、市民の自主的な取り組みを促します。

● 家庭での削減に向けた行動の促進

- 食材に応じた適切な保存や冷蔵庫内の定期的な在庫管理、エコレシピの利用など、食材の使い切りを促進するため、食品ロス削減リーフレット等を活用し、家庭で実践できる取り組みについて啓発を進めます。
- 期限内に使い切ることが困難になった手付かず食品の廃棄を削減するため、フードドライブへの理解と関心が深まるよう啓発を行うとともに、市及び事業者等が実施するフードドライブの周知に努め、積極的な活用を促します。

基本方針2. 事業者における食品ロス削減の推進

市内の事業者との連携協力のもと、製造、販売等の各段階における食品ロス削減を推進するとともに、事業者が実施する食品ロス削減の取り組みに対する市民（消費者）の理解を促進し、取り組みのさらなる活性化を図ります。

● 事業者との連携による食品ロス削減の推進

- 業種ごとの食品ロス削減に向けた取り組み例など情報提供に努めます。
- 事業者に対し、てまえどりや少量販売等、食品ロス削減につながる取り組みへの理解を促します。
- 東大阪市食べきり協力店の登録店舗を拡大し、食品ロス削減に取り組む飲食店、食品小売店、宿泊施設について広く周知することにより、市全体の機運を高めるとともに、連携して食品ロス削減の取り組みを進めます。
- 啓発資材の提供や店頭での啓発活動など、事業者と連携した取り組みに努めます。
- 売れ残りや規格外品などの未利用食品について、フードバンク等への寄附やフードシェアリングなどによる有効活用の検討を促します。
- フードドライブを実施する市内小売店等に関する情報の発信に努め、未利用食品の有効活用を推進します。

● 事業者の取り組みに対する消費者理解の促進

- てまえどりや量り売りなど事業者が行う食品ロス削減につながる手法について市民の理解を深め、利用の検討を促します。
- 食べきり協力店の利用や会食時における「30・10運動（※）」の実践など、市民の食品ロス削減に関する意識の醸成を図るとともに、店舗で発生する食品ロスの削減につながるよう支援します。

※30・10運動

会食や宴会において、最初の30分間と最後の10分間は自席で料理を楽しみ、食品ロスを減らすことを促す取り組み

基本方針3. 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

食品ロス削減推進のため、各種団体、行政等各主体が積極的に対策に取り組むとともに、相互に連携し、食品ロス削減に関する施策を効果的に推進するための体制を整備します。

● 各種団体等との協働による取り組み

- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の活動を通じて、先進的な取り組みや優良事例に関する情報をウェブサイトやSNS等も活用して紹介し、意識の醸成に努めます。

- 東大阪市地域ごみ減量推進協議会と連携し、食品ロスに関する知識を深め、各地域内で食品ロス削減に向けた取り組みが実践できるよう自治会への啓発を進めます。
- 市内でフードドライブやフードバンクを実施する団体等と連携し、活動の紹介や相互に情報共有を行い、資源の市内循環の推進に努めます。
- 市内の大学で食品ロス削減に関する活動に取り組む学生と連携し、啓発に取り組みます。

● 庁内関係部局間での連携した取り組み

- 市で実施したフードドライブにより集まった食品を必要とされる団体等へ配布し、資源の市内循環を意識した取り組みを継続します。
- 賞味期限の迫った災害用の備蓄食料は、地域の防災訓練時の啓発や子ども食堂への提供など有効利用に努めます。
- 本庁舎内にある店舗の事業者と連携し、食品ロス削減の啓発を継続します。
- 食品を取扱う市所管施設について、食品ロス削減を意識した取り組みを継続します。
- 食育の取り組みと連携し、食品ロス削減に向けた啓発を進めます。
- 学校給食での食べ残し等について、食品ロス削減の必要性について理解を深め、啓発に取り組みます。
- 庁内各部署と連携し、関連のある事業者に対して食べきり協力店の登録のほか、食品ロス削減の取り組みに関する働きかけ、情報提供を行います。

基本方針 4. 食品廃棄物の資源循環の推進

食品ロス削減の対策を実施した上で生じる食品廃棄物については、適正な再生利用の促進に取り組みます。

● 適正な再生利用の取り組み促進

- 食品リサイクルに取り組む意欲のある食品関連事業者の参考となるよう、食品リサイクル施設について、市ウェブサイトに掲載するなど、情報提供を行います。
- 特定事業者（多量排出事業者）に対し、食品リサイクルに関する情報提供を行います。

3 各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は消費者として、食品ロスの影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で、自ら何ができるかを考え、行動することが求められます。自身の消費行動により発生した食品ロスが、環境や他の国々・地域にも影響を及ぼすことを踏まえ、各発生段階における食品ロスの削減について、自主的に取り組む必要があります。

発生段階	求められる行動（例）
買物	<ul style="list-style-type: none">・購入してすぐ食べるなら「てまえどり」を実施する。・量り売りなどを積極的に活用し、使い切れる分だけ購入する。・品質に問題のない規格外品や訳あり品の購入を検討する。・恵方巻やクリスマスケーキなどの季節商品は予約販売を活用し、欠品を許容する意識を持つ。
保存	<ul style="list-style-type: none">・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。・賞味期限について理解を深め、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。・家庭で余っている未開封の未利用食品は、フードドライブ活動を通じて寄附するよう努める。
調理	<ul style="list-style-type: none">・家にある余った食材を鍋物や汁物に活用して使いきる。・食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。・食べきれぬ量を調理する。・食べきれなかったものは、リメイク等の工夫をする。
外食	<ul style="list-style-type: none">・食べきれぬ量を注文する。・会食時には「30・10運動」を実践する。・外食の際、料理が残った場合は、食品衛生上の留意事項を理解した上で、自己責任の範囲で持ち帰ることを検討する。

(2) 事業者の役割

事業者は、サプライチェーン全体で食品ロス削減の必要性について理解と関心を深め、自らの事業活動に関し、食品ロスの削減について積極的に取り組むとともに、本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力することが求められます。

発生段階	求められる行動（例）
製造 (食品製造業者)	<ul style="list-style-type: none"> 原料の無駄のない利用や製造・出荷工程における適正管理 食品の製造・加工方法の見直し、容器包装の工夫による賞味期限の延長 賞味期限の大括り化（年月表示など） サプライチェーン全体での適正受注の推進 消費実態に合わせた容量の適正化 製造時に生じる端材や型崩れ品等の規格外品の有効活用
流通 (卸売業者)	<ul style="list-style-type: none"> 納品期限の緩和等商慣習の見直し 受発注リードタイムの調整、適正発注の推進等による売れ残りの削減
販売等 (小売業者、 外食事業者)	<p>【小売業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 納品期限の緩和等商慣習の見直し 需要予測に基づく仕入れや販売等の工夫 季節商品の予約制など、需要に応じた販売の実施 消費期限や賞味期限の近い食品の購入を促し、売り切るための取り組みの促進（値引き・ポイント付与等） 小分けや少量販売等の実施 <p>【外食事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者において量の選択ができる販売方法の実施 「30・10運動」の実施呼びかけ 利用者が食べきれなかった場合の持ち帰り等措置 <p>※国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で、可能な範囲で持ち帰りできるような措置を行う。</p>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 食品の品質に影響がない理由による廃棄の見直し フードシェアリング等の活用による売り切りの工夫 国の「食品寄附ガイドライン」に基づいた積極的な未利用食品の提供 食品ロス削減に向けた体制整備及び取り組み内容や進捗状況に関する開示 食品廃棄物のリサイクル検討

(3) 本市の役割

- ・市民一人ひとりが食品ロスの問題を「自分ごと化」し、行動変容につなげられるよう普及啓発を行います。
- ・国、大阪府の動向を踏まえ、率先して食品ロスの削減に関する各種施策を実施するとともに、市内における食品ロスの発生状況把握に努めます。
- ・市民や事業者等と連携を図り、それぞれが行う取り組みに協力します。

4 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するためには、目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に把握・評価し、適宜改善や新たな施策の展開につなげていくことが重要です。

このため、PDCAサイクルに基づき、計画の適切な進行管理を行っていきます。

※計画の進行管理方法に関するイメージ図は 60 ページを参照。